



# 日刊重労千葉

# 國鐵千葉動力車勞動組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番  
      (公) 千葉 (22) 7207番

90.5.9 No. 3213

# JR当局の法的根拠なし! 処分策動に法的根拠なし!

講演では、①争議権の確立されてきた歴史と獲得した意義（刑事免責・民事免責）②国鉄—JRの争議権についての認識が、労使共同宣言にみられるスト否定—撲滅の論理にあることを明らかにした上で、③争議権の行使にあたっての前提的制約はないこと。使用者側に対し、組合側は本来原告の義務ではなく、基本的には戦術設定（争議の開始・終了）を全て決定でること。

例外として基本的な法律上・信頼関係における制約として、（さまざま

に開始された（団交を経ない）争議行為は正当性を欠く、ただし労使の争議状況・経営者の出方次第によつては正当性を失はないとし、②抜き打ちストについては、使用者に対して争議行為であることを事前に予告する義務はないが、スト実施と

を形成したJR当局に全責任があるのである。

一片の法的根拠なきJR当局は、正当なストをストと認めず、勤務認証を不参・否認とし、さらには懲戒免職を含む重处分攻撃を画策している。

こうした事を許したな

最も勤労千葉は、ストの態様についていささかの手落ちなく、戦術拡大についても当局とのやりとりの中で明らかにしてきたのであって、かかる戰術拡大に踏みきらざるを得ない要件（乗務員の

用者側の保護をうたつたものでなく、JR側の対応いかんによつて組合側は戦術行使できるものであるから、抜き打ち一違法行為の根拠は成り立たず、戦術拡大の中味についても予想できえなかつた当局側にこそ問題があることが明白とさへ

R当局の主張する「お客様と会社に寸分の余裕を与える」という論理は、公益の保護を目的とする労調法三七条の趣旨が使

動労千葉第二回労働学校は、千葉県労働者福祉センターにおいて開催され、組合員四〇名が結集する中で、動労千葉顧問弁護団から内藤隆先生をお迎えし、「ストライキ

「権と支配介入」をテーマに講演を受け、今日のJR当局による攻撃（正当なストをストと認めず、不当処分を画策する）に、何らの法的根拠のないことを明らかにした。

同時までには通告する義務があること一などが明らかにされ、判例として確定されたものであり、JR当局が主張している「古い判例」などという論旨はなじまないのであ  
る。

らばJRの中は、闇から  
闇の無法地帯である（現  
在のJR当局—JR総連  
結託体制はすでに不毛の  
職場を現出させているが  
我々は講演で得た、如何  
なる観点からも正当なス

トであることに自信と確  
信を持ち、労働者の最大  
の権利・武器であるスト  
ライキ権を守る勤労千葉  
の真価をかけて、不当処  
分策動を粉碎しきろうで  
はないか！

「交流センター」の第  
二回合宿が五月五—六日、  
伊豆の国労教育センター  
で開催され参加してきた。  
全国から集まつた二二  
〇名の仲間と一緒に二日  
間ビッチリと学習し、五  
日の夜は三箇所に分宿と  
なり、それぞれの宿で語  
り合い、夜遅くまで交流  
会を行つた。

初めての参加で、特に  
印象的だったのは、政府  
が全力をあげ攻撃を加え  
ている「国鉄」と「教育」  
の両方で力強い反撃が開  
始されており、国鉄闘争

全てにわたつて参加者は  
真剣に学んでいた。

高い旅費を払い手弁当  
で参加した仲間たちから  
「自分のために闘つてい  
るんだ」という積極的姿  
勢がうかがえた。

最後に中野委員長がま  
とめを行い、「全国各地  
にくまなく交流センター  
をつくるう」という訴え  
に全員が応えていた。

私も、この合宿で得た  
ものを、今後も活かして  
頑張つてゆく決意です。

(通信員 T 寄稿)

90年代の勝利へ、新たな10年を切りひらこう！